

2020年2月5日

静岡県知事
川勝平太 様

静岡県職員組合
執行委員長 伊東 秀



要 求 書

日頃、貴職が職員の賃金・労働条件の改善に向け、努力されていることに対し、敬意を表します。

静岡県職員組合は、2020年2月4日に第206回本部委員会を開催し、春闘要求書を決定しました。

私たち県職員は、公務・公共サービスに対する県民の期待に応えるため、それぞれの職場で自らの職務に全力を尽くしています。昨年4月からは時間外勤務命令の上限規制が布かれたものの、業務遂行に必要な人員が恒常的に不足し、過重労働は一向に解消されていません。

人口減少を背景とした人手不足が深刻さを増す中、良質な公務・公共サービスを確実に維持するには、人材確保の観点を含め、賃上げによる処遇改善が何よりも求められます。職務に相応しい労働条件を確保することが喫緊かつ重要な課題となっています。

貴職が、真摯に業務に精励する職員の努力に応えるため、下記要求の実現に向け賃金・労働条件改善について誠意をもって回答されるよう要求します。

記

- 1 賃金及び諸手当の改善について、本県の長年の労使交渉経過を尊重し、以下のとおり賃金及び諸手当の改善を行うこと。
 - (1) 基本賃金については、一律12,700円以上の引上げを行うこと。また、獣医師・薬剤師等、人材確保の困難な職種については、初任給調整手当の創設等、人事委員会勧告に向けて検討すること。
 - (2) 若年層・中堅層職員の給与水準について大幅に改善すること。
 - (3) 特例給料月額算定の際、級別に異なる率を設定することなどにより、本県における年齢層別の公民均衡を図ること。
 - (4) 高齢層職員の昇給制度について改善すること。また、定年まで昇給できるよう、各給料表、とりわけ行政職4級、同6級、研究職4級及び医療職(三)5級に必要な号給を増設すること。
 - (5) 職務の級の適用について改善すること。行政職給料表においては、副班長級を5級、班長級全職員を6級、課長級全職員を7級適用とし、他の給料表について

も同様に改善すること。また、主任級、副班長級、班長級への昇任年齢を早めること等により、若年層・中堅層の給与水準について大幅に改善を図ること。

- (6) 雇用と年金の接続について、公的年金の支給開始年齢の引上げにあわせ、定年延長を行うこと。なお、制度構築にあたっては、組合と十分協議し、当面、再任用の義務化により対応する場合は、給料表の適用級を改善するとともに生活関連手当を支給すること。
- (7) 早期勧奨退職制度について、その割増率等を国の早期退職募集制度を上回る制度とするよう改善すること。
- (8) 現業職給料表について、新給与制度妥結時の確認事項を誠実に履行すること。特に中堅層以下の給与水準の早急な回復を行うための転任を含む枠組み検討について、年度内に決着を図ること。
- (9) 児童福祉法等の一部改正により児童相談所の体制強化を図ることに伴い、手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図ること。
- (10) 一時金は期末手当に一本化し、支給月数・職務加算措置について改善すること。
- (11) 通勤手当について自己負担額を解消するよう改善すること。
- (12) 人事評価制度については、労使合意を尊重するとともに常に改善を図ること。

2 時間外勤務命令の上限規制を背景とした人員増、労働条件等の改善について

- (1) 慢性的な時間外勤務の縮減に向け、計画的に増員すること。特に、年間の時間外勤務が360時間を超える職員がいる職場については、確実に増員を行うこと。当面、年間540時間超の職員がいる職場については、直ちに増員を行うこと。
- (2) 勤務時間の把握に向けた対策を実施した上で、個々の職員の勤務時間を正確に把握できるシステムを構築し、未申請による未払いが確実に発生しない仕組みをつくること。
- (3) 試行中の時差勤務について、検証を行い、設定時間・人員配置・窓口対応など組合要求を踏まえて改善すること。また、試行予定の在宅勤務についても、その有効性を最大化できるよう、改善すべき点を含め慎重に検討すること。
- (4) 各班に必ず班長及び副班長を配置し、上位職との班長兼務を解消すること。また、50歳以上の班長級未昇任者及び38歳以上の副班長級未昇任者をなくすこと。特に班長級について未昇任者比率が高い職種については特段の配慮を行うこと。
- (5) 育児・介護・治療との両立を図る職員や、障害のある職員など、多様な職員が働きやすい職場づくりを推進すること。
- (6) 派遣・出向職員の労働条件等について、知事部局との均衡を図ること。また、定期的に健康状況を確認し、不具合については配属先所属と調整を行う等、派遣・出向元としての責任を果たすこと。

3 会計年度任用職員の賃金・労働条件の改善について

4月施行の会計年度任用職員制度について、同一価値労働・同一賃金の原則から、賃金・労働条件の改善を図ること。特に、病気休暇・福利厚生制度について、正規職員との均衡を図ること。